

戸別所得補償制度モデル対策の懸案事項について

1 米戸別所得補償モデル事業

(1) 交付単価

定額部分の交付単価については、15,000円/10aを全国一律単価として設定し、当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付する。

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg / 10a ÷ 60kg)	15,238円 / 10a ≒ 15,000円 / 10a

(注)

- ① 「標準的な生産に要する費用」については、平成14年産から平成20年産の米の生産費統計における経営費と家族労働費(8割)の7年中庸5年の平均。
- ② 「標準的な販売価格」については、平成18年産から平成20年産の全銘柄平均の相対取引価格の3年平均から流通経費等を控除したもの。

(2) 生産数量目標の達成を調整水田等の不作付により行う場合の扱い

- ① 米戸別所得補償モデル事業については、主食用米の需給調整を通じて食料自給率の向上に寄与するものであることから、本事業の実施により調整水田等の不作付が増加することは適当でないとの考え方に立ち、調整水田等の不作付による生産数量目標の達成は認められないとの考え方を前回示したところ。
- ② これに対して、生産現場からは、
ア 麦、大豆の転作作物が馴染まない湿田地帯では、需給調整の

達成のためには、調整水田等で対応せざるを得ない
イ 中山間等の条件不利地域では、傾斜地、不整形、小区画のほ場が多く、誰も引き受け手がいない水田があり、そのような水田は不作付地とならざるを得ない
ウ ブロックローテーションの取組により、連作障害を防ぐために一時的に調整水田の態様をとらざるを得ないケースがある等の実態があるとの意見が出された。

- ③ また、調整水田等の不作付地が全くないことを交付要件とすることは、これまで交付金の対象外であった水田を含めてすべての水田の利用状況等を確認しない限り交付金が交付されないこととなり、現時点では、対応が困難である。
- ④ このような状況を踏まえ、生産数量目標の達成に当たって調整水田等の不作付の対応を一定の場合に認めることとする。
- ⑤ しかしながら、不作付地をできる限りなくし、水田が有効に活用されるような環境を整えていくことは、我が国の自給率向上のみならず、地域農業振興の観点からも重要である。
- ⑥ このため、農業者が不作付地を持って生産数量目標を達成する場合には、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し、認定を受けるものとする。
- ⑦ これを受けて、モデル対策の実施期間に、市町村、地域協議会、地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後、地域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。
併せて、市町村は地域協議会と連携して、農業者ごとの水田情報（水田台帳）の整備を進めることとする。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) その他作物の単価設定方法

① その他作物 1 万円/10 a 部分については、野菜、果樹、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、柔軟に交付対象作物・単価を設定できる仕組みとする。

② 具体的な仕組みについては、次のとおりとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

対象作物は、戦略作物以外の作物を基本とする。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価の設定

制度の分かりやすさの観点から、都道府県内で一律の単価とし、その他作物の面積×1万円/10 a の範囲内で対象作物・交付単価を設定する。(交付単価の増減により1万円/10 a 以上の単価設定も可能)

この場合のその他作物の面積は、直近の交付面積を基に見込むものとする。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内におさまるよう、単価を圧縮して農業者に交付する。

(2) 激変緩和措置

現行の産地確立交付金において、水田利活用自給力向上事業の交付単価(麦・大豆3.5万円/10 a、野菜等その他作物1万円/10 a)以上の高単価を設定していた地域の中には交付額の減少により、地域における生産体制が維持できなくなる地域が生じるおそれがある。

このため、23年度の制度の本格実施に向けて、22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、総額310億円の激変緩和措置を講ずる。

① 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物1万円枠を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物1万円枠を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

イ 麦・大豆・飼料作物間での単価調整

全国統一単価としている麦・大豆・飼料作物について、都道府県段階で、3作物間の単価調整を可能とする。

具体的には、これまで単価の低かった飼料作物分の財源を活用し、麦・大豆への単価上乘せを可能とする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

新規に実施する二毛作への助成により、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

② 激変緩和調整枠の設定

ア 調整枠

上記ではカバーできない交付額の減少分への対応として、水田利活用自給力向上事業の中で、260億円の調整枠を設ける。

イ 調整枠の県別配分

- ・ 地域協議会レベルの交付額の減少分の県別合計額に応じて配分する。
- ・ その際、上記①のイとウによる効果を県ごとに見込み、その効果分を差し引いて配分する。
- ・ ただし、①のイとウの効果により配分額がゼロとなる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

ウ 運用

国と協議の上で、都道府県段階又は地域段階で交付対象を決定し、これまで確立されてきた産地の生産体制を維持するため

の支援を実施する。

なお、交付金の交付は、国から農業者への直接支払とする。

(2) 新規需要米に転換する場合の扱い

- ① 水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換を行う場合には、作付品目にかかわらず交付される固定払と自給率向上事業の8万円/10aの交付金が同時に交付される可能性がある。
- ② これは、支援水準として高すぎるばかりでなく、自給率の低い麦・大豆の生産が減少することになるため、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米に作付転換した場合には、当該転換部分は自給率向上事業の交付対象としないとの考え方を前回示したところ。
- ③ これに対し、生産現場からは、
 - ア 転作作物の連作障害の防止等生産性向上の観点から、ブロックローテーションにおいて麦・大豆の一部を転換し、輪作体系の中に新規需要米を組み込むことが必要な場合がある
 - イ 麦・大豆の生産に不向きな湿田等においては、品質や収量が劣ることから、実需者ニーズに応じて他作物への転換が必要な場合がある等の実態があるとの意見が出された。
- ④ このような状況を踏まえれば、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合に自給率向上事業の交付を一律に排除することが、逆に需要に応じた生産性の高い水田農業の展開を阻害する場合もあると考えられる。
- ⑤ したがって、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付の転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払について、当該農業者が交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の8万円/10aの対象とする。